

「デジタル実証フィールドさが」情報発信業務委託 プロポーザル仕様書

1 業務名 「デジタル実証フィールドさが」情報発信業務委託

2 目的

県全体を「デジタル実証フィールドさが」と位置づけ、デジタル技術を活用した新たな取組にチャレンジしている。令和3年度からは、自動運転バス、ドローン、衛星データの活用など、先進的な技術を用いたトライアルやアップデートを繰り返しながら、さまざまな実証を進めてきた。(表1参照。)

こうした県の取組を県民に広く周知するため、広報媒体を活用した情報発信や、デジタル技術を活用した体験型イベントを開催し、「デジタル実証フィールドさが」の取組を広く県民に知ってもらうことを目的とする。

3 業務期間 委託契約締結の日から令和8年(2026年)2月20日(金曜日)まで

4 提案のポイント

実証フィールドでは、県が主体となって関係機関との調整を行うとともに、最先端を走る企業や人材を呼び込み、佐賀の人材と連携しながら新たな取組にチャレンジできる環境を整備し、実証を進めている。

こうした「デジタル実証フィールドさが」での取組について、以下のようなイメージで、広報から体験イベントまで一連の流れを意識した企画を行うこと。

- ・「デジタル実証フィールドさが」の認知度向上につながる全体の企画および運営
- ・広報媒体等を活用した県民への普及・啓発に関する企画および運営



表1 過去の代表的な事例

先端技術等	県が提供できる素材	展示イメージ
自動運転バス	・サンライズストリート（R5、R6は県、佐賀市など） 実証から自動運転バスの動画や写真などの素材	展示
ドローン	・県（唐津市の空中ドローン、水中ドローン）、県での実証映像の提供 ・県が紹介する業者のデモフライトの調整	展示 実証
空飛ぶクルマ	・空飛ぶクルマのVR体験等 ・空飛ぶクルマ実機展示等 ・空飛ぶクルマパネル展示	展示 VR体験
宇宙関連	・県の宇宙政策の写真や動画からのパネルの作成 ・衛星パーツ（Mt. FUJI）の展示ブース ・県が提供する探査機器等の体験ブース ・県の衛星データ活用を活用した展示ブースの企画 ・宇宙飛行士体験（VR体験）	展示 操作体験 VR体験
自動配送ロボット	・遠隔操作ロボットの展示と体験	展示 体験
AI モビリティ	・AI モビリティの展示や試乗体験 （吉野ヶ里公園での実証（久留米工業大学））	展示 体験
ローカル 5G 実証	・ローカル 5G（SAGA2024の実証結果）の展示	展示
アプリ関連	・スーパーアプリの体験（佐賀市スーパーアプリ） ・農業関係の匠の技アプリ（佐賀県提供）	体験

5 業務の内容

県の政策である「デジタル実証フィールドさが」の施策方針について、県民が理解しやすい形で広報および展示を行うための、全体的な企画・運営を実施すること。

(1) 企画・調整・管理業務

「デジタル実証フィールドさが」の認知度向上を目的として、広報企画およびイベントを実施することで、効果的かつ総合的な企画・管理を行うこと。

ア. 本業務の遂行にあたり、必要となる総合的な管理・運営業務を担う人員を、佐賀県内に配置すること。

イ. 本事業の実施に際し、技術的知見を有し、アドバイスおよび関係機関との調整が可能な人員を配置すること。

ウ. その他、業務全般に必要なかつ適切な人員体制を構築すること。

エ. 業務実施に関するスケジュールを作成し、適切に管理すること。

オ. 上記体制をもとに、次の(2)に示す業務を企画・運営すること。

(2) 「デジタル実証フィールドさが」 イベント企画運営業務

県が令和3年から実施してきた「デジタル実証フィールドさが」に関する各種実証の成果や取組について、県民に広く周知することを目的とし、効果的な広報施策を企画・提案すること。

ア. 広報媒体の企画及び制作

デザインに統一性を持たせたキービジュアルを企画し、SNS や新聞などの媒体を効果的に組み合わせて、県民への普及を図る広報を企画・運営すること。

＜想定する広報手法＞

①目的：「デジタル実証フィールドさが」の取組事例や、県内での実証事例を幅広く紹介すること。

②発行時期：令和7年8月～9月頃

③広報手段：新聞等での特集記事(※)、ポスター、チラシ、SNS 等を活用した広報

※新聞での特集記事等の掲載費用は、別途県が負担する。

④備考：

・制作した媒体(記事・写真等)の素材は、県公式ホームページに掲載できるよう、Web サイト用データとして提供すること。

・イベント名を参加者が直感的に認識・記憶できるよう、ロゴマークを作成し、各種制作物に活用すること。

イ. 体験型普及啓発イベントの企画・運営業務

「デジタル実証フィールドさが」の体験型普及啓発イベントを通じて、ア. 広報媒体の企画及び制作と連動した、デジタル体験型の企画・運営を行うこと。展示可能な体制づくりや、当日の円滑な実施、効率的な業務遂行について、以下のとおり実施すること。

＜実施内容＞

- ・表1から5事例程度、他のイベント等でも活用可能な動画・パネル展示・構成等を企画すること。
- ・イベント会場内を周遊しながら「デジタル実証フィールドさが」の取組を理解できる周遊型企画を提案すること。
- ・メインイベント1回、サブイベント1回の企画・運営を行い、それぞれの開催費用を積算すること。
- ・県が提供する過去の3事例について、展示方法・体験方法・ブース運営方法を企画すること。
- ・県が提供する新技術の体験に加え、デジタルによる新たな価値体験の提案があれば積極的に行うこと。
- ・メインイベントの広報として、SNSを活用した情報発信、B2ポスター100枚、A4チラシ2,000枚の作成を行い、その費用を積算すること。
- ・参加者がSNS等に投稿しやすくなるよう、撮影スポットの設置を提案すること。
- ・体験ブースの案内等を含む、参加者向けの小冊子（チラシ等）を作成すること。

【参考：想定している「デジタル実証フィールドさが」イベント内容】

メインイベント

時期：令和7年10月～11月頃に土日2日間を想定

場所：佐賀県庁新館1階 県民ホールの3分の1程度を想定

集客：佐賀さいこうフェスと同日程の土日进行を想定し、加えて独自の集客を行う

業務：

(1) 体験型イベントの企画運営

デジタル実証フィールドさがの全体展示企画（パネル展示、動画作成）

(2) 体験ブースの企画運営

体験ブースは3ブース程度を想定

- ・ロボットの遠隔操作体験（県提供予定）
- ・宇宙飛行士VR体験（県提供予定）
- ・自動配送ロボットの配達等の体験（県提供予定）

(3) イベント広報企画、チラシの作成

備考：

- ・体験イベントの告知及び、体験予約等取りまとめと全体的なイベント運営
- ・見積り（会場の利用料は含めない）

サブイベント

時期：令和7年12月～令和8年1月頃に1日を想定

場所：県内の大規模商業施設

業務：

(1) 体験型イベントの企画運営

「デジタル実証フィールドさが」の全体展示企画（パネル展示、動画作成）

(2) 体験ブースの企画運営

体験ブースは1ブース程度を想定

- ・宇宙飛行士VR体験（県提供）

(3) イベント広報企画、チラシの作成

備考：

- ・体験イベントの告知及び、体験予約等取りまとめと全体的なイベント運営
- ・見積り（大型商用施設の利用料金を含めて積算）

【参考：県と別途協議し展示ができる体験機器等】

（例１）ロボットの遠隔操作体験：県が提供する体験機器を、展示ブースを配置すること



（例２）VR 宇宙の無重力体験、船外活動体験の体験ブースを配置すること



（例３）自動配送ロボットの体験



ウ．会場設営・運営および備品等の手配

- ・メインイベントの会場は県が手配する。ただし、部分的に費用負担が必要な場合は、別途協議のうえ対応すること。会場で使用するパネル制作、動画制作、展示ブース等にかかる費用はすべて積算し、会場の設営も行うこと。
- ・サブイベントについては、会場の調整を行い、大型商業施設等での開催を想定し、会場費（提案時には、1日あたり約30万円で積算）を含めて積算すること。会場で使用するパネル制作、動画制作、展示ブース等にかかる費用はすべて積算し、会場の設営も行うこと。
- ・当日の運営において、学生ボランティアの協力が得られる場合は、連携・調整のうえ、イベント運営に活用すること。

エ．事業効果の分析及び検証

事業の効果を分析・検証するため、イベント終了後に参加者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析した資料を作成し、提出すること。

6 業務終了後の提出書類

(1) 業務完了報告書

- ・開催内容が確認できる写真等の資料を添付すること。
- ・制作物については、現物または写真等により確認可能な資料を添付すること。

(2) その他、県が指示する事項・資料等

- ・県から別途指示があった場合は、それに基づき必要な資料を提出すること。

7 その他の留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、県と随時打合せを行いながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上で定めるものとする。
- (3) 制作にあたり、第三者（県および受託者以外の者）が所有する素材を使用する場合は、著作権処理等を適切に行うこと。
- (4) 受託者が制作したデータ、写真、イラスト、動画、文章等に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が当該成果物を使用する場合は、事前に県と協議すること。
- (5) 本事業の実施にあたり、関係機関との調整や近隣対策（申請・届出等を含む）が必要な場合は、受託者が責任をもって対応すること。
- (6) 本業務に関する書類（支払関係書類を含む）は、業務完了後5年間保存すること。
- (7) 受託者による会場の汚損・損壊、または第三者への損害が発生した場合は、受託者が責任をもって弁償または賠償すること。
- (8) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県と協議のうえ実施すること。